

平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

● ●

◎平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「地方のことは地方で」という方針のもと、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。その結果ほとんどの方は、1月から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を**6段階に細分化**

(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

住民税 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から**一律10%に**

(都道府県民税4%・市区町村民税6%)

◎定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて、所得税は平成19年1月分から、住民税は平成19年6月分から廃止されます。

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

◎住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課 税務係 ☎ 79-2113